

事務連絡
令和2年11月16日

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
観光庁観光産業課

旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る
宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターへの連絡について

令和2年7月28日付「旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る保健所等への連絡について（情報提供）」等により、これまで旅館等の宿泊施設における新型コロナウイルス感染症に係る連絡については、「保健所」や「帰国者・接触者相談センター」へ連絡いただくようお願いしてましたが、季節性インフルエンザ流行期も見据え連絡先が以下のとおりとなりますので、周知いたします。

つきましては、貴団体加盟宿泊施設に、あらかじめ、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターの連絡先や受付時間（休日や夜間を含む。）をご確認いただくよう、周知にご協力をお願いいたします。

記

宿泊客に発熱や感冒症状などがある場合、本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センター（※）に連絡し、その指示に従ってください。なお、当該宿泊客が医療機関を受診する場合であっても、当該宿泊客を医療機関まで送迎する必要はありません。受診者自身が自家用車等を利用して医療機関へ向かうことになっています。公共交通機関の利用は可能な限り避け、やむを得ず利用する場合にはマスク着用等の感染防止策の徹底をお願いします。地域によっては、そのような症状のある方のための搬送サービスを提供する事業者もあるため、お困りの際は最寄りの受診・相談センター、保健所にお問い合わせ下さい。

※ 宿泊客に発熱や感冒症状がでた場合に備え、あらかじめ、宿泊施設近隣の複数の医療機関の連絡先及び電話対応時間を確認しておくことが重要です。

宿泊施設近隣の医療機関につながらない場合は、受診・相談センター（基本的には、旧帰国者・接触者相談センターが引き続き体制を維持しております。）に連絡してください。

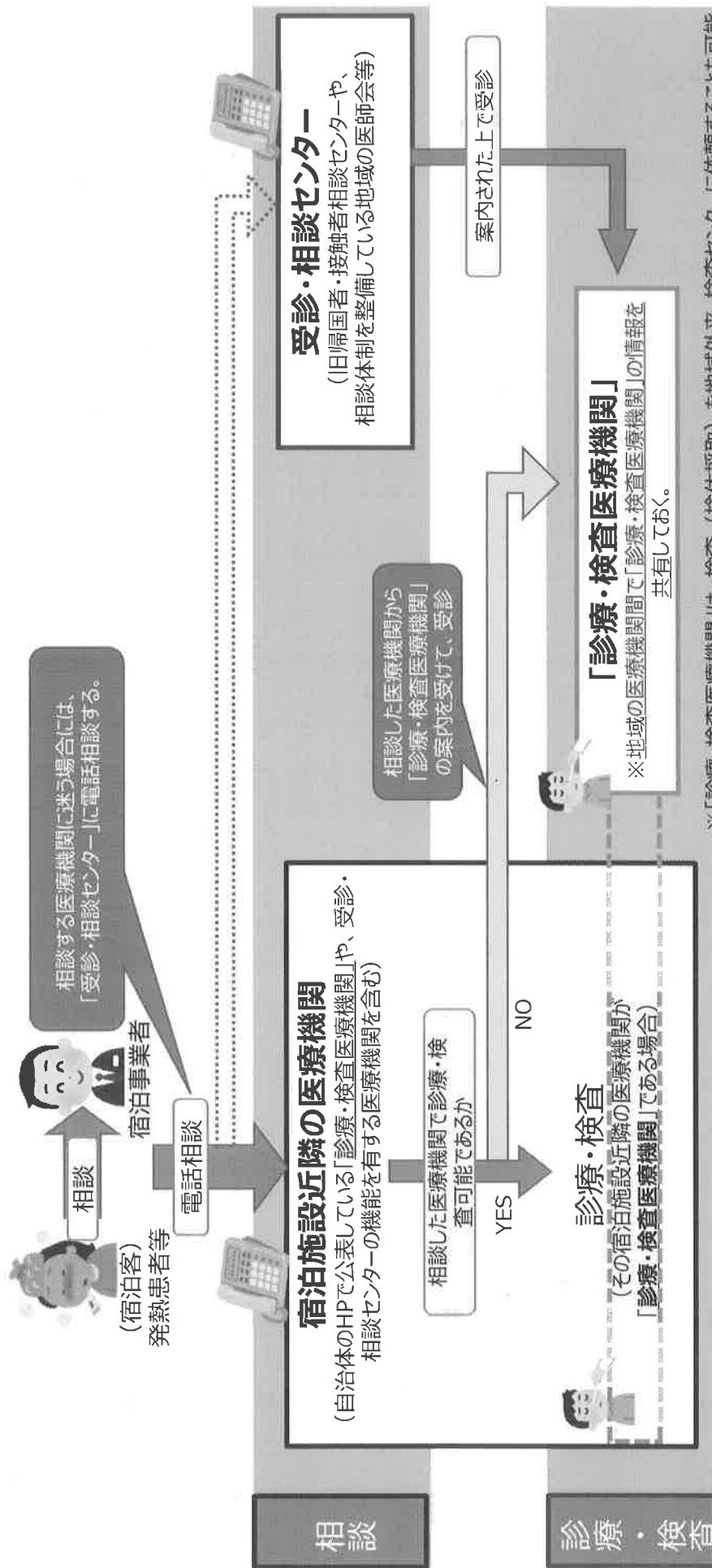
なお、受診・相談センターの連絡先の電話番号は自治体によって、昼間と夜間、休日の番号が異なることがありますので、あらかじめ自治体HPなどにより確認してください。

以上

発熱等の症状のある方の相談・受診の流れ（宿泊事業者向け）

<宿泊事業者の対応>

- 宿泊客に発熱等の症状が生じた場合には、まずは宿泊施設近隣の医療機関に、電話相談すること。
- 相談する医療機関に迷う場合には、「受診・相談センター（注1）」に相談すること。
- 都道府県等や地域の医療機関の対応>
- 対応時間等を、地域の医療機関や「受診・相談センター」間で随時、情報共有。
- その上で、地域の医師会等とも協議・合意の上、「診療・検査医療機関」を公表する場合は、自治体のホームページ等での医療機関と対応可能時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関に受診できるよう更なる方策を講じる。



(注1) 「受診・相談センター」は、自治体により名称が異なる
(注2) 「診療・検査医療機関」は、自治体により名称が異なる

※「診療・検査医療機関」は、検査（検体採取）を地域外へ・検査センターに依頼することも可能

宿泊中の旅行客等が発熱や感冒症状などがある場合などの対応について(Q&A)

Q 1. 宿泊客に発熱や感冒症状などがある場合、どのように対処したらよいか。



本人の同意を得た上で、宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターに連絡し、その指示に従ってください。なお、当該宿泊客が医療機関を受診するよう指示を受けた場合であっても、当該宿泊客を医療機関まで送迎する必要はありません。受診者自身が自家用車等を利用して医療機関へ向かうことになります。公共交通機関の利用は可能な限り避け、やむを得ず利用する場合にはマスク着用等の感染防止策の徹底をお願いします。地域によっては、そのような症状のある方のために搬送サービスを提供する事業者もあるため、お困りの際は最寄りの受診・相談センター、保健所にお問い合わせ下さい。

宿泊客が宿泊施設近隣の医療機関や受診・相談センターへの連絡などの協力を怠る場合は?また医療機関等への連絡後は具体的にはどのように対応したらよいか?

Go Toトラベルのご利用に当たっての遵守事項において、Go To トラベル利用者には、宿泊施設近隣の医療機関等の指示を仰ぎ、従業員の指示に従うことについて、あらかじめ同意いただいている必要があります。発熱や感冒症状などがある宿泊客がいらっしゃった場合には、まずは宿泊施設近隣の医療機関等に連絡いただき、指示に従つて、他の宿泊客と区分した客室に待機いただく、あるいは宿泊施設への滞在を見合わせて、当該医療機関等を受診いただくなど必要な措置をお取りいただくこととなります。

宿泊中の客が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明した場合は?

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から 入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接觸の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接觸者に該当するかどうか判断します。宿泊者名簿を確認して関係者をリスト化して提供するなど保健所による積極的疫学調査に協力してください。

従業員が濃厚接觸者に該当する場合は?

濃厚接觸者と判断された場合は、保健所の指示に従ってください。
濃厚接觸者は、感染している可能性があることから、感染した方と接觸した後14日間は、健康状態に注意を払い(健康観察)、不要不急の外出は控えていただきます。

従業員が新型コロナウイルス感染症の検査を受診し、陽性と判明した場合、どのように対処したらよいか?

新型コロナウイルス感染者から、ウイルスがうつる可能性がある期間(発症2日前から入院等をした日まで)に接触のあった方々について、関係性、接觸の程度などについて、保健所が調査(積極的疫学調査)を行い、個別に濃厚接觸者に該当するかどうか判断します。保健所による積極的疫学調査に協力してください。館内施設については、保健所の指示に従い、速やかに消毒を実施してください。

Q 2. 宿泊客が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、当該客の同室者に対してはどうのように対処したらよいでしょうか？

→ 当該客が使用した客室や館内施設及び設備に關して
どのように対処したらよいか。

客室をはじめ、当該客の動線にあたる高頻度接触部位については、保健所の指示に従い、必要に応じて消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム液等を使用して消毒を実施してください。（共同施設は可能な限り共用中止）具体的な消毒方法については、『新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（2020年6月2日改訂 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター 国際感染症センター』を参考にして、保健所と相談してください。

Q 3. 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、営業を休止する必要があるのでしょうか？

→ 宿泊客の感染が判明したため営業を休止した。営業を再開するにあたり、感染防止対策の点で気をつけるべきことはなにか。

保健所の指示を踏まえるとともに、「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）」を遵守いただくようお願いします。

Q 4. 宿泊客や従業員が新型コロナウイルス感染症の陽性と判明した場合、Go To トラベル事業の支援対象外になりますか？

→ Go To トラベル参加に当たつての遵守事項が守られているかどうかの確認をさせていただいた上で、不備があれば是正の指導をさせただくこととなります。その上で、仮に不正などが発覚した場合には、本事業の参加事業者登録の取消しを行うこととなります。